

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法の趣旨に則り、全ての社員がその能力を発揮し活躍できる環境整備のため下記のとおり行動計画を策定する

1. 計画期間 2022(令和4)年4月1日 ~ 2027(令和9)年3月31日

2. 内容

目標1：育児休業取得者の中から希望者を対象に、女性管理職との交流会を年1回実施する

2022年4月～ 子育て経験のある女性管理職との交流の場を設けることで
出産・子育てしながら、キャリア形成へ向けてのイメージや意欲
が高まるようサポートする